

三重県医師修学資金貸与制度の概要

医療対策局地域医療推進課

(1) 対象者

- ・ 医学部医学科学生（1年生から6年生）
- ・ 出身地および医学部の所在地は、県内に限らず県外も対象とします

(2) 貸与額

- ・ 入学初年度（大学1年生） 1,517,800円
 - ・ 次年度以降（大学2年生から6年生まで） 各年度 1,235,800円
- （参考：入学年から卒業年まで貸与を受けた場合の合計 7,696,800円）

(3) 返還免除条件

- ・ 医学部を卒業後に、医師として一定の年数を県内で勤務することにより貸与額全額の返還を免除します
- ※ 県内勤務医コース及びへき地医療コースを選択した場合でも、返還免除のための勤務にあたっては、貸与者の勤務先の意向を確認しながら、三重県地域医療支援センターにおいて、勤務希望の病院との調整などの支援を行います
- ※ 医学生の多様な将来設計に対応するため、免除条件を3コース用意しています

① 地域医療支援センターコース

- ・ 卒後県内8年間勤務（専門医資格は最短期間で取得できます）

	初期研修	県内病院勤務
時期	卒後1・2年	卒後3年目～8年目 (留学等の理由で2年間まで(※2)一時中断可能)
場所	県内研修病院 (※1)	三重県地域医療支援センターの支援を受けながら、地域の医療機関を含む複数の県内医療機関で勤務

② 県内勤務医コース

- ・ 卒後県内10年間勤務

	初期研修	県内病院勤務
時期	卒後1・2年	卒後3年目～10年目 (留学等の理由で2年間まで(※2)一時中断可能)
場所	県内研修病院 (※1)	以下のア～エの県内医療機関(※3)で勤務 (勤務地の移動等の制限なし)

③へき地医療コース

- ・内科・外科コース…………… 卒後県内 7 年間勤務（へき地勤務 4 年）
- ・小児科・産婦人科コース……… 卒後県内 6 年間勤務（へき地勤務 2 年）

内科・外科コース(例)

	初期研修	へき地勤務	専門研修	へき地勤務
時 期	卒後1・2年目	卒後3・4年目	卒後5年目	卒後6・7年目
場 所	県内研修病院 (※1)	へき地大病院 (※4)	県内研修病院 (※1)	へき地小病院(診療所) (※5)

小児科・産婦人科コース(例)

	初期研修	専門研修	へき地勤務
時 期	卒後1・2年目	卒後3・4年目	卒後5・6年目
場 所	県内研修病院 (※1)	県内研修病院 (※1)	へき地大病院 へき地小病院(診療所) (※4・5)

※1 県内にある国が定める臨床研修病院で修了すること。

※2 専攻する診療科の事情等により、やむを得ないと知事が認める場合は2年超も可能。

※3 県内医療機関

ア 救急告示病院

三重県内の救急告示病院で救急医療に関連する診療科〔内科系（一般、循環器、消化器、呼吸器、血液、腎臓、アレルギーなど）、外科系（一般、消化器、小児など）、心臓血管、胸部、形成、脳神経外科、整形外科、麻酔科、小児科、産婦人科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科など〕の医師として勤務。

救急医療に専従する必要はなく、上記診療科の医師として県内の救急告示病院に勤務すれば、救急医療に従事しているとみなします。

イ 小児救急医療拠点病院及び地域小児救急医療センター

ウ 二次救急医療施設、三次救急医療施設及び三重県精神科救急医療システム救急医療施設等

エ へき地医療拠点病院及びへき地診療所並びに過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項に規定する総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が公示する過疎地域をその区域とする市町並びに同法第33条第2項に規定する過疎地域とみなされる区域の県内の公立の医療機関

※4 へき地大病院 …… 紀南病院、尾鷲総合病院、志摩病院

※5 へき地小病院（診療所） …… 報徳診療所、南伊勢病院および過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法、山村振興法の指定地域にあるへき地診療所

(4) その他

- ・申し込み頂いた方は三重県地域医療支援センターへ登録させていただき、卒業後のキャリアアップに関する情報提供、助言等の支援をいたします。